

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	養育支援訪問事業			事業コード	
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	母子保健担当
課長名	津志田 和彦	担当者名	小笠原 富子	内線番号	691-6214
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 2 目 母子保健事業 (002-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	19 年度	
根拠法令等	児童福祉法			

(2) 事務事業の概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、養育に関する指導、助言等をし適切な養育の実施を確保する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

少子化、核家族化・孤立化の社会情勢の中で、より積極的なアプローチが必要な「養育支援ケース」が増加傾向にある。平成17年4月から児童福祉法の改正により、虐待を含む要保護児童の相談窓口が市町村にも拡大され困難事例に対するより積極的な支援が求められている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

産婦人科や小児科、関係機関等訪問依頼や、相談件数が増加しており、虐待等を含む妊婦から乳幼児とその家族への支援へのニーズが高まっている。

21年度から児童福祉法に位置づけられ実施が市町村に努力義務となった。また対象者も絞り込まれてきている

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ①若年妊婦、健診未受診や望まない妊娠等妊娠期からの継続的な支援が必要とする家庭
- ②産後うつ、育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感を抱えるケースとその家庭
- ③虐待等要継続支援ケースとその家族

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A ハイリスク妊婦とその家族	人	102	130	130	145	150
B 産後うつ、育児ノイローゼ等のケースとその家族	人	69	93	95	98	100
C 乳幼児虐待（疑い含み）ケースと家族	人	149	117	120	133	120

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

妊婦相談から上がったハイリスク妊婦（特定妊婦）、新生児訪問での把握や関係機関から紹介された産後うつ等の産婦（特定産婦）、児童福祉課、児童相談所から依頼のあった虐待ケースとその家族への家庭訪問等を実施し、必要時、関係機関とケース会議等をし支援する。

23年度計画（23年度に計画している主な活動）

22年度と同様であるが、特にハイリスク妊婦（特定妊婦）等の早期段階からの支援を強化する

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A ハイリスク妊婦のうち訪問でかかわった件数	人	24	65	67	18	60
B 産後うつ、育児ノイローゼ等のうち継続訪問で関わった件数	人	12	19	20	26	50
C 乳幼児虐待（疑い含み）のうち家庭訪問した件数	人	212	241	241	203	70

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- ①安心して出産に臨める
- ②育児不安の軽減
- ③乳幼児虐待の予防

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 妊婦健診受診率	■上げる □下げる □維持	%	97.2	98.6	85.0	98.9	98.6
B 虐待に関する相談機関を知っている人の割合（乳幼児健診の受診者）	■上げる □下げる □維持	%	隔年で 調査	75.0	77.0	隔年で 調査	75.0

C 産後うつ、育児ノイローゼ等の継続訪問対応割合	■上げる	%	17.4	20.0	21.0	27.1	20.0
	□下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1200	1200	1200	1200
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	4800	4800	4800	4800
計	トータルコスト A+B	千円	4800	4800	4800	4800
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

・結びついている。
内部管理事務である。

② 市の関与の妥当性

・妥当である。
内部管理事務である。

③ 対象の妥当性

・現状で妥当である。
内部管理事務である。

④ 廃止・休止の影響

・影響がある。
支援が必要な家族への関わりをしないことにより、問題がさらに大きくなる可能性が大きい。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

・向上余地がある。
21年度から示されているガイドラインに基づき事業内容の精査が必要である。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

・公平・公正である。

事業の性格上、受益機会は均等に与えられている。受益者負担は馴染まない。

(4) 効率性評価

- ・削減できない。

この事業の実施には、各分野の専門職が必要なため、人件費の確保は最低限必要である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

21年度から児童福祉法に位置づけられ、市町村の努力義務となった。事業のガイドラインに添った体制で実施していく必要がある。職員に養育支援者の定義を周知するとともに、養育支援の必要なケースについては、継続的な支援が必要なことから対象者を随時把握しながら、定期的に支援した人数や内容等、対応状況を明確化し、処遇困難な事例などについては、必要に応じケース検討していく必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

ガイドラインに添った事業展開をするためには、訪問支援員の他に育児・家事援助者の確保も必要となり、今後それらの整備に向けての検討を、関係各課との密接な連携を図りながら検討する必要がある。また、委託もできるが、現状では、委託先はない。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

高齢、核家族化等複雑な社会環境の中で、本事業が対象とする「養育支援ケース」がますます増加の傾向にある。国の策定したガイドラインに沿って、関係部署それぞれの役割明確にした実施体制を組み、連携を密にしながら進める必要がある。

○方向付けの理由と改革改善の内容

支援対象によっては複雑、事案の複合的なケースも考えられることから、総合的な対応が必要で事業実施の中核となる部署と調整機関である子どもを守る地域ネットワークの十分な連携が重要となっている。